

周南市八代鶴保護センター 施設分類別計画



平成30年9月

周南市教育委員会

目次

第1章	本計画の目的	1
第2章	施設の設置目的及び経緯	1
第3章	対象施設の一覧	1
第4章	施設の状況と課題	3
第5章	施設を取り巻く状況	4
第6章	個別施設の一次評価の実施	5
第7章	今後の施設の方向性	9
第8章	計画期間	9
第9章	その他	9
	参考資料（個別施設の一次評価の検討内容）	10

第1章 本計画の目的

この計画は周南市教育委員会が管理する周南市八代鶴保護センターについて、現状や時代背景等も踏まえた上で、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的及び経緯

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。我が国及び地域の歴史、伝統、文化等を理解するために欠くことのできないものとして、文化財保護法（昭和25年制定）、山口県文化財保護条例（昭和40年制定）、周南市文化財保護条例（平成15年制定）に則り、文化財として指定することによって保護しています。

また、文化財保護法では、文化財を、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群と定義しており、「八代のツルおよびその渡来地」は周南市を管理団体とする国指定の特別天然記念物です。

なお、ナベヅルは昭和39年に山口県の県鳥とされています。

周南市内には、他に国・県・市によって記念物指定された動物はなく、市が文化財保護及び鶴渡来数の増に向けた取組を実践しています。

周南市八代鶴保護センターは、現在、鹿児島県出水市の出水平野に集中するツル類の越冬地分散化を図ることや、減少傾向にある八代のツル渡来数を回復させる「八代のツル渡来数回復対策事業」の中で検討され、平成18年度に整備された施設です。

出水市で保護された野生のツルを、一定の期間八代に移送し飼育した後に放鳥するために必要な保護ツル飼育施設です。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設は次のとおりです。

NO.	施設名	所在	地区
1	周南市八代鶴保護センター	周南市大字八代地内	八代

また、施設の所在地は次のとおりです。

位置図



第4章 施設の状況と課題

(1) 施設・設備の状況と課題

特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」におけるナベヅル保護のため、傷病ツルの治療や保護ツルの放鳥などのために、国庫補助を受け、平成14年度から整備を開始し平成18年度に完成した保護ツル飼育施設です。

建設から10年経過していますが、比較的新しい施設です。

施設名	建設年度	経過年数	構造	階数	床面積	備考
周南市八代鶴保護センター	H18	11	R C	1	1447.3 m ²	管理棟及び検疫ケージ 隔離ケージ 保護ケージ（第1、第2） オープンケージ

（経過年数は、平成30年1月1日現在）

(2) 提供しているサービスの状況と課題

この施設は鶴保護のための飼育施設であり、一般的な公共施設と異なり関係者以外の立ち入りを禁じて一般市民の利用や見学を行わず、保護されたツルを放鳥までの一定の期間、飼育することを目的としています。

なお、出水市から移送されたツルがない場合も、八代及び県内外において保護され治療が必要とされる野鶴の受け入れ先としての役割も有しており、常に使用可能な状態として維持する必要があります。

平成18（2006）年2月に出水市から第1回の移送を行い、平成29年度までに23羽（8回）の保護ツルが移送され、八代鶴保護センターで飼育してきました。

平成19年（2007）3月に第1回の放鳥を行い、平成29年度までに15羽（8回）の飼育ツルを八代で放鳥しました。そのうち6羽は出水市で再渡来が確認されていますが、未だ八代への再渡来は確認できていません。また、移送された保護ツルのうち3羽は放鳥前に死亡しています。

平成30年9月現在5羽を継続飼育し、放鳥の時期を検討しています。

また、文部科学省の国庫補助を受け事業を行っていますが、現在、環境省により出水平野のツル分散化の計画策定が行われており、その中で八代のツル渡来数回復対策事業との連携も検討されています。

◇コストの状況（支出額）

施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
周南市八代鶴保護センター	526千円	285千円	3,094千円

※施設管理コストについては、鶴保護対策事業として国庫補助対象。

※H26～H27は、飼育ツル不在のため支出額減少。

第5章 施設を取り巻く状況

八代に渡来するナベヅルについては、ツルの生息域である八代地区周辺の現状変更に関する法的な規制を設けるとともに、越冬環境を改善するため、ねぐらの整備や給餌等の取組を行ってきました。

しかしながら、昭和50年代には50羽を超えていた渡来数は減少が続いたため、ねぐら整備等の取組に加えて平成10年度からツルのデコイ設置による誘引を開始しました。その後さらに、周南市に治療から放鳥まで一貫した機能を持つ保護施設の整備を行い、鹿児島県出水市より移送したツルを八代で飼育・放鳥することによって増羽を図る取組を進めています。

(1) 八代へのナベヅル渡来数の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
渡来数(羽)	9	7	4	7	8	6	8	9	11	8	10

(2) 移送・放鳥事業の取組

これまで出水市で保護されたツルの移送・放鳥の履歴

移 送			放 鳥		
回	移送日	羽数	回	放鳥日	羽数
第1回	平成18年2月25日	3羽	第1回	平成19年 3月 3日	3羽
第2回	平成19年5月 8日	2羽	第2回	平成19年12月21日	2羽
第3回	平成20年4月12日	4羽	第3回	平成20年12月 1日	1羽
第4回	平成22年3月27日	6羽	第4回	平成21年12月 1日	1羽
第5回	平成24年3月21日	1羽	第5回	平成22年11月10日 12月14日	4羽
第6回	平成25年5月 2日	1羽	第6回	平成23年11月23日	1羽
第7回	平成28年5月17日	3羽	第7回	平成24年11月12日	2羽
第8回	平成29年5月16日	3羽	第8回	平成25年11月12日	1羽

※平成30年9月現在、八代鶴保護センターにおいて5羽を継続飼育中

※移送後、放鳥前に3羽が死亡したため移送と放鳥・飼育中の羽数合計は一致しない

第6章 個別施設の一次評価の実施

ここでは、本計画の次章以降において「今後の施設の方向性」や「各施設の今後の取扱い」を決定するにあたり、周南市公共施設再配置計画の第7章「アクションプラン」の『施設分類別計画』の策定において、判断材料の一つを提供するため行うこととしている「一次評価」を実施し、その結果を示すものとします。

一次評価は、定められた「機能の評価・検証シート」等を用いて施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから、機械的に結果を導き出すものであり、導き出された結果はあくまで最終的な判断・決定にあたっての材料として活用します。

(1) 今後の施設の方向性の抽出

施設で提供しているサービスに着目し、そのサービスについての今後の方向性（存続・廃止）から、施設の利用状況を加味して、施設の想定される方向性（選択肢）を導き出します。

この作業に使用したのは以下の「機能の評価・検証シート」です。

評価項目	検証項目
公共性	①今日の視点から、設置目的の意義が低下していないか。 A: 低下していない B: 低下しつつある C: 低下している
	②利用実態が設置目的に即したもとなっているか。 A: 設置目的に即している B: 設置目的が無くなりつつある C: 設置目的に即していない
	③サービス内容が設置目的に即したもとなっているか。 A: 設置目的に即している B: 設置目的から低下している C: 設置目的に即していない
	①市民の安心・安全の確保など、市民生活を営む上での重要性は高いか。 A: 重要性は高い B: 重要性はさほど高くない C: 重要性は低い
	②市の施策を推進する上での必要性は高いか。 A: 必要性は高い B: 必要性はさほど高くない C: 必要性は低い
	③法律等により設置が義務づけられているか。 A: 設置が義務付けられている B: 法律等で定められているが備置ではない C: 義務付けられていない
有効性	①前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。 A: 3年連続で増加 B: その他 C: 3年連続で減少 D: 非該当
	②幼稚園や保育園、入居施設など、前年度の充足率はどうか。 ※該当施設のみ回答 A: 90%以上 B: 70～89% C: 70%未満 D: 非該当
	③今後の人口減少社会にあつて、利用者数の見込みはどうか。 A: 増加の見込み B: 横ばいの見込み C: 減少の見込み D: 非該当
代替性	①当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。 A: 広域 B: 準広域 C: 地域
	②利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (本市が保有する施設に限らず、県施設、民間施設も含む。) A: 存在しない B: 存在するが市内にはない C: 存在する
	③補助金などの代替施策で対応できるものか。(ハコモノ以外で) A: 対応不可能 B: 検討の余地あり C: 対応可能
民間参入の可能性	①行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。(民営化の可能性の検討) A: 可能性はない B: 検討の余地あり C: 可能性がある
	②施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。 (指定管理者制度及び包括管理業務委託の導入の検討) A: 期待できない B: 検討の余地あり C: 期待できる
	③市が施策を推進するにあつて、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。 A: 関与する必要性が高い B: 関与する必要性はさほど高くない C: 関与する必要性は低い
効率性	①前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。 A: 3年連続で減少 B: その他 C: 3年連続で増加 D: 非該当
	②前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。 A: 低い B: 妥当 C: 高い D: 非該当
	③前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答 A: 適正(50%以上) B: 検討の余地あり(30～49%) C: 不適正(30%未満) D: 非該当

1) [第1ステップ] サービスの今後の可能性の検討

施設において提供しているサービスについて、「サービス主体の適正化」「サービス水準の適正化」「サービス配置の適正化」「事業手法の適正化」という4つの視点から、その視点ごとにサービスの今後の方向性（存続・廃止）を検討します。

2) [第2ステップ] 建物の方向性の検討

第1ステップにおいて4つの視点ごとに出されたサービスの今後の方向性（存続・廃止）に従って、それぞれの建物（施設）の方向性（選択肢）を抽出します。

各ステップの考え方を一覧にすると、以下の表のとおりです。

項目	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの今後の可能性の検討 (機能の評価・検証シートによる評価)	今後の可能性がある サービスの方向性	サービスの視点からの 「建物の方向性」の検討 (機能の評価検証シートによる評価)	導き出された 「実現の可能性が ある建物の方向性」
サービス主体の適正化	”市がサービスの提供を続けなければならないか？”といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 代替性（民間参入の可能性） ① 民営化の可能性はある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 有効性（互換性） ② 同種、類似の民間施設の存在 存在しない ⇒ 存在する ⇒	◇ 民間譲渡の可能性 ◇ 廃止の可能性
		◇ 代替性（民間参入の可能性） 市が自ら運営主体として関与する必要が低い ◇ 公共性（必要性） ③ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス存続	同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ 共同利用の可能性 ⇒
		◇ 有効性（互換性） ② 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 有効性（互換性） ③ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス廃止	補助金などの代替施策で対応可能	◇ 廃止の可能性 ⇒
サービス水準の適正化	”施設の量（数、面積）は現状のままよいのか？”といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延べ床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 公共性（公益性） ① 設置目的の意義が低下している ◇ 公共性（公益性） ② 利用実態が設置目的に即していない ◇ 公共性（公益性） ③ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ 建築から30年未満の施設 ◇ 有効性（互換性） ① 利用圏域 地域以外 ⇒ 地域 ⇒	廃止の可能性 転用の可能性 地域譲渡の可能性
		◇ 有効性（利用度） ① 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 有効性（利用度） ③ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 有効性（互換性） ② 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 統廃合の可能性 ◇ 継続利用（規模縮小）の可能性
		◇ サービス集約のメリットを定性的に評価 ・複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・サービス内容の重複 ・貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	複合化（集約化）の可能性 複合化（共用化）の可能性
サービス配置の適正化	”サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？”といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 有効性（利用度） ① 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 有効性（利用度） ③ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒	多目的化の可能性
		◇ 代替性（民間参入の可能性） ② 民間事業者のノウハウの活用が期待できる ◇ 効率性（コスト） ① 過去3年間のコストが増加 ◇ 効率性（コスト） ② 利用者1人当たりのコストが高い ◇ 効率性（コスト） ③ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※民間事業者のノウハウの活用が期待でき、かつ効率性①又は②の項目のどれか1つが該当する場合 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP）の可能性 ◇ 受益者負担の見直しの可能性

最終的に導き出される施設の方向性とその内容は下の一覧のとおりです。

取組み方策の種類		内容
サービスについての今後の方向性	施設の状況を加味した、施設の想定される方向性(選択肢)	
存続	「A: 統廃合」	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
	「B: 複合化(集約化)」	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
	「C: 複合化(共用化)」	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
	「D: 多目的化」	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
	「E: 継続利用(現状維持)」	現状維持のまま継続的に利用します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
	「F: 継続利用(規模縮小)」	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
	「G: 共同利用」	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	「H: 廃止」	施設を廃止します。
	「I: 転用」	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
	「J: 民間譲渡」	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
	「K: 地域移譲」	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

(2) 取組の優先度の検討

次に、安全対策や再配置などの検討を優先的に行うべき施設かどうかの判断をしました。ここでは経過年数に着目し、

- ① 建築後50年以上の施設については、老朽化が進んでおり、優先度が最も高い「A」
- ② 建築後30年以上50年未満の施設については、次の優先度である「B」
- ③ 建築後30年未満の施設については、最も優先度が低い「C」としました。

(3) 取組の優先度を含めた一次評価結果

一次評価の検討結果は次表中の「今後検討をすべき施設の方向性」のとおりであり、取組の優先度を含めた検討結果は「取組の優先度」のとおりです。

施設名	経過年数	今後検討をすべき施設の方向性	取組の優先度	
周南市八代鶴保護センター	11	「E：継続利用（現状維持）」	C	比較的新しい施設である

(経過年数は、平成30年1月1日現在)

※一次評価に至る検討内容については、参考資料として10ページ及び11ページに示します。

第7章 今後の施設の方向性

八代鶴保護センターは、八代地区及び県内外において保護され治療が必要とされる傷病ツルの治療をはじめ、特別天然記念物であるナベヅルの渡来数回復に向けた取組のひとつである、出水市から移送される保護ツルの放鳥事業を進めるために設置したツル飼育施設です。

こうしたことから、本市が取り組む文化財保護に係る国庫補助事業である鶴保護対策事業を推進するために必要不可欠な施設です。

以上のことを踏まえ、引き続き効果的な運営に努めるとともに、保護ツル飼育のために必要なメンテナンスを適宜行い、施設の長寿命化を図ります。

第8章 計画期間

本計画の計画期間は平成34年度までとします。

第9章 その他

施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて、本計画を見直すことができることとします。

【参考資料】個別施設の一次評価の検討内容

(1) 評価検証結果一覧

番号	施設名	所在地	建設年	経過年数	延床面積 (m ²)	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	公共性 必要性 ①	公共性 必要性 ②	公共性 必要性 ③
					延床面積 (m ²)	今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即したものとになっているか。	サービス内容が設置目的に即したになっているか。	市民の安心・安全の確保など、市民生活を営む上での重要性は高いか。	市の施策を推進する上での必要性は高いか。	法律等により設置が義務づけられているか。
1	周南市八代鶴保護センター	八代	2006年11月	10	1449.29	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	重要性はさほど高くない	必要性は高い	法律等で定められているが必須ではない

番号	施設名	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ②	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ①	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	代替性 民間参入の可能性 ①	代替性 民間参入の可能性 ②	代替性 民間参入の可能性 ③	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	効率性 コスト ③
		前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	幼稚園や保育園、入居施設など、前年度の充足率はどうか。	今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。	当該施設の利用実態から、利用圏はどうか。	利用圏の中で、同種、類似の施設は存在するか。	補助金などの代替施設で対応できるものか。	行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を推測し、民間参入の可能性はどうか。	施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストはどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。
1	周南市八代鶴保護センター	非該当	非該当	非該当	地域	存在しない	対応不可能	可能性はない	期待できない	関与する必要性が高い	非該当	非該当	非該当

(2) 一次評価結果一覧

項番	施設名	所在地	経過年数	延床面積 (m ²)	(1) サービス主体の適正化											
					(1)-1 民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある						
					代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②	市有 or 他官公庁 or 民間	評価結果	利用圏の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの代替施設で対応できるものか。	評価結果	
1	周南市八代鶴保護センター	八代	10	1,449.29	可能性はない	関与する必要性が高い	法律等で定められているが必須ではない	存在しない	市有		存在しない	市有		対象施設	対応不可能	

項番	施設名	(2) サービス水準の適正化													
		(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている								
		公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過 年数	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	利用圏の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他自治体 or 民間	対象施設	評価結果		
1	周南市八代鶴保護センター	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	10	地域		非該当	非該当	存在しない	市有				

項番	施設名	(3) サービス配置の適正化														
		(3)-1 複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者共済、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれる)					(3)-2 施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している					(3)-3 施設が比較的新しくスペースに余裕がある				
		サービス集約の メリット (メリットあり or 空欄)	建築 経過 年数	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを 提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の 稼働率等 を 入力	建築 経過 年数	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	延床 面積 (m ²)	建築 経過 年数	評価結果			
1	周南市八代鶴保護センター		10				10		非該当	非該当	1,449	10				

項番	施設名	(4)事業手法の適正化					検討結果一覧表										一次評価結果 (検討すべき方向性)			
		4-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		K	民 活 の 拡 大	受 益 者 負 担 の 見 直 し
		代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果													
		施設運営に 民間事業者等の ノウハウの活用が 期待できるか。	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。		前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答														
1	周南市八代鶴保護センター	期待できない	非該当	非該当		非該当														

「継続利用(現状維持)」

周南市八代鶴保護センター 施設分類別計画

平成30年9月

周南市教育委員会教育部生涯学習課
〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
TEL 0834-22-8621
メール ed-shogai@city.shunan.lg.jp